

# 日本学生支援機構給付型奨学生の推薦基準

福島県立四倉高等学校

独立行政法人日本学生支援機構の募集する給付型奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、必要な選考過程を得たうえで、日本学生支援機構から提示される推薦範囲内で推薦基準者を選考し、推薦するものとする。

(平成30年 5月18日 策定)

## 1. 推薦人数

平成30年度 1名

## 2. 推薦基準

以下の推薦基準を満たした上で、校長が推薦できること。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構から給付奨学生採用候補者の推薦にかかる指針（ガイドライン）平成30年5月11日改定の基準と本校における推薦基準を満たすものとする。

(2) 収入に関すること ※①～③のいずれかに該当すること。

① 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと。

（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）

※平成29年1月1日～12月31日までの市町村発行の課税証明書

② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在受給中であること）

③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法上の措置としての施設等に入所等していること

(3) 人物に関すること

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確で、将来良識ある社会人として活動及び社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(4) 学力に関すること ※①～③のいずれかに該当すること

① 本校の教育目標に照らし合わせて、十分に満足できる高い学習成績（原則4.3以上）を収めている者

② 教科以外の学習活動等で大変優れた成績を収め、本校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者。

・本校の教育活動において、具体的な成果・成長が認められる。

・課外活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において優れた資質・能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後においても優れた学習成績を収める見込みがある者。

(5) その他

該当者の選考にあたり、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかとも考慮する。

### 3. 選考方法について

(1) 選考にあたり、本校の教育目標及び学習状況の評価に加え、進学の意欲や目的、進学後の人生設計を含め総合的に判断する

※選考にあたり、レポートの提出や面談等により本人の意識を十分に確認にする

(2) 学力及び資質に関して以下のような点を踏まえる

① 学力の三要素踏まえる

<1> 「基礎的・基本的な知識・技能の習得」

<2> 「これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力など」

<3> 「主体的に学習に取り組む態度」

②総合所見や出欠状況を加味する

③生徒等の成長過程にも着目する

(3) 上記の選考基準をもとに教務部会を開催し、慎重審議を行う

(4) (3) の結果をもとに、対象の職員が選考の過程を確認し最終的に校長による決裁により候補者を決定する。

※選考過程

教務部会 → 教頭 → 校長

### 4. 卒業生に対する取扱い

本校卒業後2年以内の者は推薦対象となる（推薦枠は、過年度卒業生の数を含む）

### 5. その他

その他、推薦基準について協議検討が必要な場合は、校長の指示のもとに適切に対応する